

◎新潟県告示第1059号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第2項の規定により、都市計画事業を次のとおり施行する。

令和6年9月20日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 妙高都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・4・2号石塚町学校町線
- 2 施行者の名称
新潟県
- 3 事務所の所在地
新潟市中央区新光町4番地1
- 4 事業地の所在
 - (1) 収用の部分
新潟県妙高市上町、田町一丁目、田町二丁目及び学校町地内
 - (2) 使用の部分
なし